

滋賀県防災会議条例および滋賀県災害対策本部条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県防災会議条例について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の一部改正に伴い自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから知事が任命する者を加える等滋賀県防災会議の委員を増員するとともに、滋賀県災害対策本部条例について、同法の一部改正に伴う必要な規定の整理を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県防災会議条例の一部改正

ア 滋賀県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから任命される委員 4 人を加えることとします。（第 1 条中第 2 条関係）

イ 滋賀県防災会議の委員のうち、知事の部内の職員のうちから指名される委員の定数を 14 人（現行 11 人）に、指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから任命される委員の定数を 20 人（現行 17 人）にそれぞれ増加させることとします。（第 1 条中第 2 条関係）

ウ 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2 年とします。（第 1 条中第 2 条関係）

エ その他必要な規定の整理を行うこととします。

(2) 滋賀県災害対策本部条例について、必要な規定の整理を行うこととします。（第 2 条中第 1 条関係）

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

滋賀県防災会議条例新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、滋賀県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。<u>以下「法」という。</u>）第15条第8項の規定に基づき、滋賀県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><u>(委員および専門委員)</u></p> <p>第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町長および消防機関の長のうちから任命される委員ならびに指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから任命される委員の定数は、それぞれ11人、4人および17人とする。</p>	<p><u>(委員および専門委員)</u></p> <p>第2条 委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1) 法第15条第5項第5号に掲げる者である委員 14人</p> <p>(2) 法第15条第5項第6号に掲げる者である委員 4人</p> <p>(3) 法第15条第5項第7号に掲げる者である委員 20人</p> <p>(4) 法第15条第5項第8号に掲げる者である委員 4人</p>
<p>2 市町長および消防機関の長のうちから任命される委員ならびに指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>2 前項第2号から第4号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>第3項および第4項 (略)</p>	<p>第3項および第4項 (略)</p>
<p>第3条以下 (略)</p>	<p>第3条以下 (略)</p>

滋賀県災害対策本部条例新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第7項</u>の規定に基づき、滋賀県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下（略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第8項</u>の規定に基づき、滋賀県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下（略）</p>